



このたび、当社で新たに飲食事業を立ち上げることとなりました。本事業ではさまざまな業態を検討していますが、その内容の詳細はまだ決定していません。このような飲食事業ではどのような範囲で商標登録をすればよいのでしょうか、また、メニュー名についても登録は必要でしょうか。

(京都府 J. I)



1. はじめに

商標登録を検討するにあたり、商標をどのような商品・役務に使用するかという観点は重要です。

飲食事業にはさまざまな業態があり、それにより商標登録をすべき商品・役務の区分が異なってきます。

ご質問によると、いまだ詳細な事業内容は決定されていないとのことですので、まずは飲食事業で想定される区分を挙げてみましょう。

2. 飲食事業において登録すべき区分

(1) 店内における飲食事業

飲食事業における代表的な業態としては、店内において飲食物を提供する役務（イートイン）が挙げられ、その登録すべき範囲としては43類「飲食物の提供」が該当します。

なお、店内で提供する料理を特定の場所まで配達するデリバリーサービスは、上記役務に付随するものとして同一の役務に含まれます。

(2) テイクアウト

一方、客が飲食物を店内から持ち出して店外で食べる業態（テイクアウト）の場合は、商品区分での登録が必要です。登録すべき区分は取扱商品によっ

て異なりますが、その一例を挙げると以下のとおりです。

・29類：ハンバーグ、その他肉・魚・野菜をそれぞれ主材とした総菜等

・30類：サンドイッチ、ホットドッグ、ハンバーガー、コーヒー等

(3) その他の事業

上記以外にも、インターネットサイト等で飲食物を販売する小売業であれば、35類「飲食料品の小売又は卸売における顧客に対する便益の提供」、フランチャイズ事業まで考えている場合には35類「フランチャイズ事業の管理」等の範囲についても登録が必要です。

3. メニュー名も商標登録が必要か

では、店内で提供する飲食物のメニュー名までも商標登録を行う必要はあるのでしょうか。

結論からいえば、そのメニュー名で提供される料理が普通名称である場合（ラーメン等）や、その内容を表す文言のみが使用されている場合（鶏天入りのうどん等）でなければ、登録しておくことが推奨されます。

これはメニュー名の表示行為が商標の使用に該当すると考えられることか

ら、使用商品等の範囲において同一・類似の商標が他人に登録されていたり、事後的に登録された場合に商標権侵害のおそれが生じるためです。

実際に同様の認定をした裁判例もあります。

●平成26年(ワ)第11616号

商標権侵害行為差止等請求事件

『『皇朝小籠包』については、被告店舗で供されるメニューに表示されており……、このメニュー表示は、中華料理の提供を行う被告店舗において役務の提供を受ける者の利用に供する物に標章を付する行為であり、法2条3項3号にいう商標の使用に該当するものと認められる。

そうすると、被告店舗における『皇朝小籠包』とのメニュー表示は、原告商標権1の侵害に当たる」

4. おわりに

商標登録は事業内容にあわせて行う必要がありますので、具体的な内容が決定してからご検討ください。また、メニュー名の表示も商標としての使用と認められることがあるため、その名称を決定する際は十分に確認されることをお勧めします。